

○茅野市新技術・新製品研究開発事業補助金交付要綱

平成15年 7 月 1 日

告示第101号

改正 平成20年 3 月28日告示第99号

平成23年 3 月29日告示第139号

平成23年 8 月19日告示第233号

平成25年 3 月28日告示第90号

平成28年 3 月29日告示第90号

平成30年 3 月12日告示第78号

平成31年 3 月29日告示第99号

令和元年 5 月27日告示第14号

令和 2 年 3 月27日告示第97号

令和 3 年 5 月28日告示第148号

令和 5 年 3 月29日告示第90号

令和 6 年 3 月28日告示第108号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の中小企業の研究開発を促進し、経営の革新及び創造的な事業活動に資するため、市内中小企業者等が独自に又は大学等と連携して行う工業及びデジタル技術関連産業における新技術又は新製品の研究開発に関する取組に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、茅野市補助金等交付規則（昭和39年茅野市規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に該当するものをいう。
- (2) 中小企業団体 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体であつて、その組合員が中小企業者であるものをいう。
- (3) 市内中小企業者等 市内に主たる事業所を有する中小企業者若しくは中小企業団体又は2以上の中小企業者で構成されたグループで、その構成員の2分の1以上が市内に主たる事業所を有する中小企業者で構成されたグループをいう。
- (4) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに国及び県が設置する試験研究機関をいう。
- (5) インダストリアルチャレンジ 市内中小企業者等の工業又はデジタル関連産業における新技術又は新製品の研究開発に関する取組のうち、次に掲げるもの（単なる設備等の導入と認められるものを除く。）をいう。
 - ア 機械、器具又は装置の省力化、高性能化又は自動化に係るもの
 - イ 新材料・新素材の研究開発、利用技術に係るもの

- ウ 新製品の創出に係るもの
- エ 生産、加工又は処理に係るもの
- オ 新システム又は新工法に係るもの
- カ その他市長が必要と認めるもの

(6) 知的財産権 知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第2項に規定する知的財産権のうち、工業及びデジタル技術関連産業に係る特許権、実用新案権、意匠権及び商標権に係る権利をいう。

（補助金交付対象者）

第3条 第1条に規定する補助金の交付の対象となる者は、市内中小企業者等とする。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) この要綱により補助金の交付を受けようとするインダストリアルチャレンジについて、国又は県のインダストリアルチャレンジに係る補助金の交付を受けようとしている者又は受けた者
 - (2) 前年度及び前々年度において、この要綱により補助金（次条第1項第1号の一般型に限る。）の交付を受けた者（一般型の補助金の交付を受けようとする場合に限る。）
 - (3) 市税（国民健康保険税を含む。以下同じ。）滞納者及び市税未申告者
 - (4) 同一の内容とみなされるインダストリアルチャレンジに対してこの要綱による補助金の交付を受けた者
 - (5) 公序良俗に反する事業又はサービスの提供を行う者
 - (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその構成員
- 2 同一の市内中小企業者等に対する補助金の交付は、当該年度において第4条第1項の事業ごとに1回までとする。ただし、一般型及び試作・改良型は、いずれか1回までとする。

（補助対象事業、補助対象経費及び補助率）

第4条 第1条に規定する補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、インダストリアルチャレンジであって、次の各号に掲げる型に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 一般型 新規性又は革新性の高いものを行う事業
 - (2) 試作・改良型 小規模な額で試作又は改良を行う事業（新規性又は品質若しくは性能の向上の程度が数量的指標その他客観的な方法により直接証明できるものに限る。）
 - (3) 知的財産権型 成果物の知的財産権を取得する事業
 - (4) 大学等連携研究会型 大学等と連携して研究会を設置する事業
 - (5) 大学等連携技術指導型 大学等と連携して技術指導委任契約を締結する事業
- 2 第1条に規定する補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助率は、次の表の左欄に掲げる事業型の区分に応じ、同表の中欄に掲げる補助対象経費ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる補助率とする。ただし、消費税及び地方消費税相当額並びに市の他の補助金の交付対象とした経費は除くものとし、市内中小企業

者等以外の者又は大学等との共同研究開発にあつては、当該経費のうち市内中小企業者が負担した経費に限る。

事業型	対象経費	補助率
一般型	(1) 原材料及び副資材の購入に要する経費 (2) 機械装置又は工具器具の購入、試作、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費 (3) 設計委託及び外注加工に要する経費 (4) 試験評価、検査及び実証データ取得に要する経費 (5) 技術指導の受入れに要する経費 (6) 研究開発にかかわる者の人件費 (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める経費	2分の1以内とする。ただし、100万円を限度とし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。(研究開発にかかわる者の人件費については、対象経費全体に占める割合の5分の1を限度とする。)
試作・改良型	(1) 原材料及び副資材の購入に要する経費 (2) 設計委託及び外注加工に要する経費 (3) 試験評価、検査及び実証データ取得に要する経費 (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める経費	2分の1以内とする。ただし、10万円を限度とし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。
知的財産権型	(1) 知的財産権に係る出願料及び出願審査請求料又は技術評価請求料に要する経費(ただし、特許権の出願に係る場合にあつては、先行技術調査が終了しているものに限る。) (2) 知的財産権に係る特許料又は登録料に要する経費 (3) 知的財産権の出願及び取得に係る手続を弁理士又は弁護士に委託した場合にあつては、当該弁理士又は弁護士に対する報酬に要する経費	2分の1以内とする。ただし、10万円を限度とし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。
大学等連携研究会型	大学等と連携して新技術又は新製品の研究を行うために設置された研究会(以下「研究会」という。)に係る経費(報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、保険料、使用料及び賃借料等)	2分の1以内とする。ただし、50万円を限度とし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。
大学等連携技術指導型	大学等と連携して新技術又は新製品の研究開発を行うための技術指導委託契約に係る経費	2分の1以内とする。ただし、15万円を限度とし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

備考 対象経費は、補助金の交付を受けようとする年度に支出したものに限る。

3 前項の規定にかかわらず、インダストリアルチャレンジが新技術又は新製品の開発に

至らなかった場合の一般型補助率は、5分の1以内とし、40万円を限度とする。

- 4 研究開発の過程において、第1項の大学等連携研究会型に対する補助金又は前項の規定による補助金の交付を受けた場合の補助対象経費は、その後に完了又は完成されたインダストリアルチャレンジに要した補助対象経費には含めないものとする。

(計画申請書の提出)

第5条 一般型に関する補助金の交付を受けようとする市内中小企業者等は、茅野市新技術・新製品研究開発事業補助金計画申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、補助金の交付を受けようとする年度の5月末日までに市長に提出するものとする。ただし、市長が必要でないと認めるときは、当該書類の一部を省略することができる。

- (1) 補助事業計画書(様式第2号)
- (2) 補助事業収支予算書(様式第3号)
- (3) 直近の決算書類
- (4) 共同研究開発契約書の写し(グループで研究開発を行う場合に限る。)
- (5) 市内中小企業者等の概要書(中小企業団体の場合は組合員、グループの場合は構成員の一覧を含む。)
- (6) 直近の市税の納税証明書
- (7) その他市長が必要と認める書類

(補助採択の通知等)

第6条 市長は、茅野市新技術・新製品研究開発事業補助金計画申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じ現地調査を行い、補助採択の可否を決定し、茅野市新技術・新製品研究開発事業補助金審査結果通知書(様式第4号)により、前条の規定による計画申請書を提出した市内中小企業者等にその結果を通知するものとする。

(補助金交付の申請)

第7条 前条に規定する補助採択の通知を受けた市内中小企業者等が補助金の交付を受けようとするとき、又は試作・改良型、知的財産権型、大学等連携研究会型及び大学等連携技術指導型について、市内中小企業者等が補助金の交付を受けようとするときは、茅野市新技術・新製品研究開発事業補助金交付申請書(様式第5号)を、市長に提出するものとする。

- 2 規則第3条に規定する関係書類は、次のとおりとする。ただし、市長が必要でないと認めるときは、当該書類の一部を省略することができる。

- (1) 補助事業計画書又は補助事業実績調書(様式第6号)
- (2) 補助事業収支予算書又は補助事業収支決算書(様式第7号)
- (3) 直近の決算書類
- (4) 研究開発の過程を判別できる証拠書類(写真・実験結果等)
- (5) 共同研究開発契約書の写し(グループで研究開発を行う場合に限る。)
- (6) 市内中小企業者等の概要書(中小企業団体の場合は組合員、グループの場合は構成員の一覧を含む。)
- (7) 直近の市税の納税証明書
- (8) 知的財産権の出願書類の写し及び出願を受理したことを確認することができる書類

(9) 当該知的財産権を取得している場合にあっては、取得したことを確認することができる書類

(10) 特許権の出願に係るものにおいて、先行技術調査が終了していることを確認することができる書類

(11) 研究会が設置されたことを確認することができる書類

(12) 技術指導委託契約の写し

(13) 経費の支払を証する書類の写し（一般型及び試作・改良型を除く。）

(14) その他市長が特に必要と認める書類

（補助金交付の決定）

第8条 規則第4条に規定する交付決定の通知は、茅野市新技術・新製品研究開発事業補助金交付決定通知書（様式第8号）により行うものとする。

（変更等の承認申請）

第9条 前条の規定により補助金交付の決定通知を受けた者（一般型及び試作・改良型に限る。）は、交付決定の通知を受けた後において、補助金交付申請の内容を変更しようとするとき又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、茅野市新技術・新製品研究開発事業補助金変更承認申請書（様式第9号）を市長に提出するものとする。

（変更後の交付決定）

第10条 市長は、前条の変更等の承認申請があったときは、当該変更内容等を承認するかどうかを決定し、茅野市新技術・新製品研究開発事業補助金変更決定書（様式第10号）により申請者に通知するものとする。

（状況報告）

第11条 補助事業者（一般型に限る。）は、規則第10条の規定により、補助事業の遂行状況について、茅野市新技術・新製品研究開発事業補助金遂行状況報告書（様式第11号）により市長が指定する日までに報告するものとする。

（実績報告）

第12条 一般型及び試作・改良型に係る規則第12条第1項に規定する実績報告書は、茅野市新技術・新製品研究開発事業補助金実績報告書（様式第12号）によるものとする。

2 規則第12条第1項に規定する関係書類は、次のとおりとする。

(1) 補助事業実績調書

(2) 補助事業収支決算書

(3) 経費の支払を証する書類の写し

(4) その他市長が特に必要と認める書類

3 前2項に規定する書類の提出期限は、事業完了の日から起算して1箇月又は補助金交付決定の通知を受けた日に属する年度の末日のいずれか早い日とする。

（補助金の額の確定）

第13条 規則第13条に規定する補助金の額の確定は、茅野市新技術・新製品研究開発事業補助金交付確定通知書（様式第8号）により行うものとする。

（補助金交付の請求）

第14条 補助事業者が補助事業完了後補助金の交付を請求しようとするときは、茅野市新

技術・新製品研究開発事業補助金実績報告書に茅野市新技術・新製品研究開発事業補助金交付請求書（様式第13号）を添えて提出するものとする。

（補助金の概算払い）

第15条 補助事業者が補助金の概算払いを受けようとするときは、茅野市新技術・新製品研究開発事業補助金概算払報告書（様式第11号）に茅野市新技術・新製品研究開発事業補助金概算払請求書（様式第13号）を添えて提出するものとする。

（補助金の精算払い）

第16条 補助事業者が補助事業完了後補助金の精算払を受けようとするときは、茅野市新技術・新製品研究開発事業補助金実績報告書に茅野市新技術・新製品研究開発事業補助金精算払請求書（様式第13号）を添えて提出するものとする。

（審査会）

第17条 市長は、茅野市新技術・新製品研究開発事業審査会を置き、インダストリアルチャレンジについて、必要に応じその意見を聴くものとする。

（補則）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

前 文 抄

平成15年7月2日から施行する。ただし、この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

前 文（平成20年3月28日告示第99号）抄

平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月29日告示第139号）

- 1 この要綱は、平成23年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の茅野市新技術・新製品研究開発事業補助金交付要綱の規定は、施行日以後にされた交付申請から適用し、施行日前にされた交付申請については、なお従前の例による。

前 文（平成23年8月19日告示第233号）抄

平成23年9月1日から施行する。

前 文（平成25年3月28日告示第90号）抄

平成25年3月28日から施行する。

前 文（平成28年3月29日告示第90号）抄

平成28年3月29日から施行する。

附 則（平成30年3月12日告示第78号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成30年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の茅野市新技術・新製品開発事業補助金交付要綱の規定は、施行日以後にされた交付申請から適用し、施行日前にされた交付申請については、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月29日告示第99号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成31年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の茅野市新技術・新製品開発事業補助金交付要綱の規定は、施行日以後にされた交付申請から適用し、施行日前にされた交付申請については、なお従前の例による。

附 則（令和元年5月27日告示第14号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月27日告示第97号）

(施行期日)

- 1 この告示は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の茅野市新技術・新製品開発事業補助金交付要綱の規定は、施行日以後にされた交付申請から適用し、施行日前にされた交付申請については、なお従前の例による。

附 則（令和3年5月28日告示第148号）

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、現に存するこの告示による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則（令和5年3月29日告示第90号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年3月28日告示第108号）

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

茅野市新技術・新製品研究開発事業補助金計画申請書

(宛先)茅野市長

住所又は所在地
企業者等名
代表者職氏名

茅野市新技術・新製品研究開発事業補助金（一般型）の交付を受けたいので、茅野市新技術・新製品研究開発事業補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助金申請予定額 円

2 提出書類

- (1) 補助事業計画書（様式第2号）
- (2) 補助事業収支予算書（様式第3号）
- (3) 直近の決算書類
- (4) 共同研究開発契約書の写し（グループで研究開発を行う場合に限る。）
- (5) 市内中小企業者等の概要書（中小企業団体の場合は組合員、グループの場合は構成員の一覧を含む。）
- (6) 直近の市税（国民健康保険税を含む。）の納税証明書
- (7) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第5条、第7条関係）

補助事業計画書

1 企業者等概要 ※中小企業団体及びグループの場合、(4)から(8)の記載不要

(1) 企業者等名						
(2) 代表者職 氏 名						
(3) 住所又は 所在地	〒 -					
(4) 企業規模	資本金	円	役員を除く総従業員数	人		
(5) 設立年月日	年	月	日			
(6) 企業の事業・業務 内 容						
(7) 主たる事業の業種	※工業又はデジタル技術関連技術産業のうち、日本標準産業分類に定める中分類又は小分類名を記入					
(8) 事業・業務の主要 売 上	事業					
	比率	%	%	%	%	%
(9) 担当者職氏名及び 連 絡 先	担当者職・氏名					
	電話・FAX・Email	電話 ()	-	FAX ()	-	
		Email				

2 事業計画

(1) 事業型・研究開発項目 ※該当する□にレ点を 記入すること	☐ 一般型 ☐ 試作・改良型 対象となる研究開発項目 ☐ 機械、器具又は装置の省力化、高性能化又は自動化に係るもの ☐ 新材料・新素材の研究開発、利用技術に係るもの ☐ 新製品の創出に係るもの ☐ 生産、加工又は処理に係るもの ☐ 新システム又は新工法に係るもの ☐ その他 ()
(2) 事業の題目	
(3) 事業の実施場所	事業所名称： 事業所住所：

(4) 事業の目的、必要性	※経営の革新及び創造的な事業活動に資する理由を明確にして記入すること。	
(5) 事業の取組内容	①研究開発の全体計画、具体的な取組内容	
	②新規性又は品質若しくは性能の向上の程度（数量的指標その他客観的な方法により直接証明すること）	
	事業前	事業後
(6) 成果の利用予定		
(7) 事業の実施体制	※研究開発の代表者及び開発にかかわる者の所属・氏名とその体制（共同・連携で行う組織及びその関係性も含む）を明記する。	
(8) その他	※当該技術又は製品開発の実現性が高いこと（必要な技術的能力、経営能力、基礎となる研究データや関係特許等の保有など）の説明を記載すること	
(9) 事業期間	開始予定	完了予定

様式第3号（第5条、第7条関係）

補助事業収支予算書

1 支出

（単位は円とし、消費税は除くものとする。）

区 分	品目・数量	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助金申請額	備 考
(1)原材料及び副資材の購入経費					
(2)機械装置又は工具器具の購入、試作、改良、据付け、借用又は修繕経費					
(3)設計委託及び外注加工経費					
(4)試験評価、検査及び実証データ取得経費					
(5)技術指導の受入れ経費					
(6)研究開発にかかわる者の人件費					
(7)その他経費					
合 計					

※補助対象経費の合計に2分の1を乗じた額を下欄に記載する。ただし、人件費は補助対象経費合計の5分の1を限度とし、一般型は100万円、試作・改良型は10万円を限度とする。1,000円未満の端数は切り捨てる。

※一般型は(1)から(7)まで、試作・改良型は(1)、(3)、(4)及び(7)が補助対象経費

2 収入（資金調達内訳） ※補助金の支払を受けるまでの資金

区 分	自己資金	借入金	その他	合計
補助事業に要する経費				
資 金 調 達 先				

様式第4号(第6条関係)

指令第 号
年 月 日

茅野市新技術・新製品研究開発事業補助金審査結果通知書

(宛先)

企業者等名

代表者職氏名

茅野市長



年 月 日付けで申請のありました事業計画については、下記のとおり決定しましたので、茅野市新技術・新製品研究開発事業補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

- 1 事業の題目
- 2 決定区分 ☐ 採択 ☐ 不採択
- 3 補助金予定額 _____ 円
- 4 備考

採択通知を受けた場合、茅野市新技術・新製品研究開発事業補助金交付要綱第7条の規定により、茅野市新技術・新製品研究開発事業補助金交付申請書を速やかに提出してください。

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

茅野市新技術・新製品研究開発事業補助金交付申請書

(宛先) 茅野市長

住所又は所在地

企業者等名

代表者職氏名

茅野市新技術・新製品研究開発事業補助金の交付を受けたいので、茅野市新技術・新製品研究開発事業補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 補助金申請額 円
 - 2 提出書類
 - (1) 補助事業計画書（様式第2号）及び補助事業収支予算書（様式第3号）（一般型及び試作・改良型に限る。）
 - (2) 補助事業実績調書（様式第6号）及び補助事業収支決算書（様式第7号）（知的財産権型、大学等連携研究会型及び大学等連携技術指導型に限る。）
 - (3) 研究開発の過程を判別できる証拠書類（写真・実験結果等）（大学等連携研究会型及び大学等連携技術指導型に限る。）
 - (4) 共同研究開発契約書の写し（グループで研究開発を行う場合に限る。）
 - (5) 市内中小企業者等の概要書（中小企業団体の場合は組合員、グループの場合は構成員の一覧を含む。）
 - (6) 直近の市税（国民健康保険税を含む。）の納税証明書
 - (7) 知的財産権の出願書類の写し及び出願を受理したことを確認することができる書類
 - (8) 当該知的財産権を取得している場合にあつては、取得したことを確認することができる書類
 - (9) 特許権の出願に係るものにあつては、先行技術調査が終了していることを確認することができる書類
 - (10) 研究会が設置されたことを確認することができる書類
 - (11) 技術指導委託契約の写し
 - (12) 経費の支払を証する書類の写し（知的財産権型、大学等連携研究会型及び大学等連携技術指導型に限る。）
 - (13) その他市長が必要と認める書類
- ※ 計画申請時に提出したもの又は該当がないものは省略可

様式第6号（第7条、第12条関係）

補助事業実績調書

1 企業者等概要 ※一般型、試作・改良型又は中小企業団体及びグループの場合、(4)から(8)の記載は不要

(1) 企業者等名					
(2) 代表者職 氏名					
(3) 住所又は 所在地 〒 -					
(4) 企業規模	資本金	円	役員を除く総従業員数	人	
(5) 設立年月日	年	月	日		
(6) 企業の事業・業務 内容					
(7) 主たる事業の業種	※工業又はデジタル技術関連技術産業のうち、日本標準産業分類に定める中分類又は小分類名を記入				
(8) 事業・業務の主要 売上	事業 比率	%	%	%	%
(9) 担当者職氏名及び 連絡先	担当者職・氏名 電話・FAX・Email	電話 ()	—	FAX ()	—

2 事業実績

(1) 事業型・研究開発項目 ※該当する□にレ点を 記入すること	☐ 一般型 ☐ 試作・改良型 ☐ 知的財産権型 ☐ 大学等連携研究会型 ☐ 大学等連携技術指導型 対象となる研究開発項目 ☐ 機械、器具又は装置の省力化、高性能化又は自動化に係るもの ☐ 新材料・新素材の研究開発、利用技術に係るもの ☐ 新製品の創出に係るもの ☐ 生産、加工又は処理に係るもの ☐ 新システム又は新工法に係るもの ☐ その他 ()
(2) 事業の題目	
(3) 事業の実施場所	事業所名称： 事業所住所：

(4) 事業の目的、必要性	※経営の革新及び創造的な事業活動に資する理由を明確にして記入すること。	
(5) 事業の結果	①具体的に実施した取組内容	
	②研究開発の成果・実績（試作・改良型の場合は、新規性又は品質若しくは性能の向上の程度を数量的指標その他客観的な方法により直接証明すること。これらがわかる報告書、評価書等がある場合、その写しの添付をもって記入を省略することも可とする。）	
	事業前	事業後
(6) 成果の利用予定		
(7) 弁理士又は弁護士、大学等連携の相手先	住 所： 組 織 名： 担当者所属部署・氏名： 連絡先：	
(8) 事業期間	開始日 年 月 日 完了日 年 月 日	

※一般型及び試作・改良型の場合、「2 事業実績」の事項が含まれるものであれば、企業者等自らが作成した報告書様式をもって本様式と代えることも可とする。

様式第7号（第7条、第12条関係）

補助事業収支決算書

（単位は円とし、消費税は除くものとする。）

区 分	品目・数量	補助事業に要した 経 費	補助対象経費	補助金の額	備 考
(1)原材料及び副資材 の購入経費					
(2)機械装置又は工具 器具の購入、試作、 改良、据付け、借用 又は修繕経費					
(3)設計委託及び外注 加工経費					
(4)試験評価、検査及び 実証データ取得経費					
(5)技術指導の受入れ 経費					
(6)研究開発にかかわ る者の人件費					
(7)知的財産権経費					
(8)弁理士又は弁護士 報酬経費					
(9)大学等連携研究の 研究会経費					
(10)大学等連携の技術 指導委託契約経費					
(11)その他経費					
合 計					

※補助対象経費
の合計に2分の
1を乗じた額を
下欄に記載す
る。ただし、事
業型の限度額
は以下のとお
りとし、1,000
円未満の端数
は切り捨てる。
・一般型及び試
作・改良型：補
助決定書の補
助金額
・知的財産権
型：10万円
・大学等連携研
究会型：50万円
・大学等連携技
術指導型：15
万円

※一般型は(1)から(6)及び(11)、試作・改良型は(1)・(3)・(4)及び(11)、知的財産権型は(7)及び(8)、大学
等連携研究会型は(9)、大学等連携技術指導型は(10)が補助対象区分。

※事業の型に応じて補助対象となる区分ごとを記載し、補助対象とならない区分は削除すること。

様式第8号(第8条、第13条関係)

指令第 号

年 月 日

茅野市新技術・新製品研究開発事業補助金 （ 交付決定
交付確定 ） 通知書

(宛先)

企業者等

代表者職氏名

茅野市長



年 月 日付けで申請のありました補助金については、下記のとおり交付することを （ 決定
確定 ）
しましたので、茅野市新技術・新製品研究開発事業補助金交付要綱の規定により通知します。

記

1 事業の題目

2 補助金の額

円

3 補助金交付の条件

- (1) 補助金の経理は帳簿を備え、その支出内容を整備保管し、使途を明らかにしておくこと。
- (2) この決定書による補助金の額は、状況報告書又は実績報告書の内容により変更することがある。
(交付確定の場合は除く。)

様式第9号(第9条関係)

年 月 日

茅野市新技術・新製品研究開発事業補助金変更承認申請書

(宛先)茅野市長

住所又は所在地
企業者等名
代表者職氏名

年 月 日付けで申請した補助金について、内容を変更したいので、茅野市新技術・新製品研究開発事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 事業の題目		
2 変更の内容	変 更 前	変 更 後
3 変更の理由		

様式第10号(第10条関係)

年 月 日

茅野市新技術・新製品研究開発事業補助金変更決定書

住所
企業名又はグループ名
代表者 様

茅野市長 印

年 月 日付けで申請のありました内容の変更については、下記のとおり決定しましたので、茅野市新技術・新製品研究開発事業補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

1 事業の題目		
2 変更承認の内容	変更承認前	変更承認後

様式第 11 号(第 11 条、第 15 条関係)

年 月 日

茅野市新技術・新製品研究開発事業補助金〔遂行状況
概 算 払〕報告書

(宛先)茅野市長

住所又は所在地
企業者等名
代表者職氏名

新技術・新製品研究開発事業(インダストリアルチャレンジ)について、茅野市新技術・新製品研究開発事業補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 交付決定通知書日付番号 年 月 日付け 指令第 号
- 2 事業の題目
- 3 遂行状況(実施結果、今後の計画等を詳記した資料を添付すること)
- 4 補助対象経費の状況(別紙添付でも可)

区分	品目・数量	補助事業に要した経費	今後見込まれる額	補助対象経費	補助金交付申請額・備考
(1)原材料費					
(2)機械装置費等					
(3)設計委託・外注加工費					
(4)試験評価、検査・実証データ費					
(5)技術指導受入費					
(6)人件費					
(7)その他経費					
合 計					

- 5 添付書類
- 経費の支払を証する書類の写し(概算払報告書に限る。)

様式第12号(第12条、第14条、第16条関係)

年 月 日

茅野市新技術・新製品研究開発事業補助金実績報告書

(宛先)茅野市長

住所又は所在地

企業者等名

代表者職氏名

新技術・新製品開発事業(インダストリアルチャレンジ)が完了したので、茅野市新技術・新製品研究開発事業補助金交付要綱第12条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 交付決定通知書日付番号 年 月 日付け 指令第 号

2 事業完了年月日 年 月 日

3 補助金の額 円

4 提出書類

- (1) 補助事業実績調書（様式第6号）
- (2) 補助事業収支決算書（様式第7号）
- (3) 経費の支払を証する書類の写し

様式第 13 号(第 14 条―第 16 条関係)

年 月 日

茅野市新技術・新製品研究開発事業補助金 交付
概算払
精算払 請求書

(宛先)茅野市長

住所又は所在地
企業者等名
代表者職氏名

茅野市新技術・新製品研究開発事業補助金について、茅野市新技術・新製品研究開発事業補助金交付要綱の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 交付決定又は確定通知書日付番号 年 月 日付け 指令第 号
- 2 補助金請求額 金 円
- 3 振込口座
- (1) 金融機関名
- 銀行
- 組合 支店
- 金庫
- フリガナ
- (2) 口座名義
- (3) 口座番号 普通・当座 番